議案第52号

北名古屋市市税条例等の一部改正について

北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年4月15日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する等の法律が公布施行されたことに伴い、固定資産税のわがまち特例の拡大、引用条文等の規定の整備を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例

(北名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 北名古屋市市税条例 (平成18年北名古屋市条例第56号) の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定 資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が 設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限 る。)」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法 人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。 附則第10条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第 15条第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第19項とし、同条 第11項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は 5分の4とする。

附則第10条の2中第10項を第16項とし、第9項を第15項とし、 第8項を第9項とし、同項の次に次の5項を加える。

- 10 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法附則第15条第33項第1号口に規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に 規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加

える。

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2 分の1とする。

附則第10条の3第9項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12 条第36項に規定する補助金等」を加える。

(北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年北名古屋市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を 「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表 第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号 の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6 様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4 項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、 同条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100 条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中 「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」 を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前 項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の 2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表 以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第1 1項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を 「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項 の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第 14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、 「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、 「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表 第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1 項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市市税条例 の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の北名 古屋市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関す る部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平 成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に 新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後 に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備 に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用す る。
- 4 新条例附則第10条の2第11項の規定は、平成28年4月1日以後 に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備 に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用す る。
- 5 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成28年4月1日以後 に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備 に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用す る。
- 6 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後 に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備 に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用す る。

- 7 新条例附則第10条の2第14項の規定は、平成28年4月1日以後 に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備 に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用す る。
- 8 新条例附則第10条の2第18項の規定は、平成28年4月1日以後 に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却 資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適 用する。
- 9 新条例附則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日 以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改 修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する 平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。